

鳥栖市訓令第11号

鳥栖市役所処務規程（昭和63年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

鳥栖市長 向門慶人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>(出張)</u> 第7条 <u>出張については、鳥栖市職員等の旅費支給規則（昭和30年規則第13号）第4条に定める命令簿に所要の事項を記載して、決裁を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>出張用務の都合又は疾病その他やむを得ない事故によって、命令日数の変更を要するときは、命令権者の決裁を受けなければならない。</u></p> <p><u>(出張の復命)</u> 第8条 <u>出張者が帰庁したときは、速やかに出張用務のてん末について、復命書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭ですることができる。</u></p>	<p>第7条 <u>削除</u></p> <p>第8条 <u>削除</u></p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。